



神戸国際会議場にて「女性支援の新時代へ 住まいは人権」と題して開催認定NPO法人女性と子ども支援センターウィメンズネット・こうべより報告 発足30周年記念事業として、ある女子寮を改修し、神戸学生青年センターと共同で、様々な問題を抱える困難者に、住まいとその後の生活再建支援のため、2024年6月に六甲ウィメンズハウスを開設

【六甲ウィメンズハウスの概要】

- 全40部室 ○8タイプの居室 ○スタッフが常駐
○敷金・礼金・仲介手数料なし ○入居期間は原則3年間
○事前面談制 ○プライベートエリアへの男性立ち入り禁止

DVや虐待などに理解のある支援者が常駐、日常的に心理的なケアや就労支援などのサポートを行う。信頼できる大人との出会いは、子どもたちの心身に健やかな成長と大きな影響を与え、孤立感や不安感を軽減し、未来への希望を持てるようになる。

【支援の対象者】

- ①DV被害のシングルマザーと子どもたち
②経済的困窮の女子学生
③親からの虐待や養護施設を出た若年女性など

困難を抱える女性支援においては、安心安全に暮らせる住まいが確保されて初めて自立した人生をスタートする意欲が生まれる。

【開設までの経緯】

代表理事の正井禮子さんは、2010年居住福祉が充実しているデンマークを訪問、公設民営のシェルターを見学した際、入居者の人権を守り、尊厳ある暮らしができていることに感激し、日本においても困難を抱える女性たちが『ここに住みたい』と思える住まいをつくりたいと、2019年に居住支援法人の資格を取得、六甲ウィメンズハウスプロジェクトをスタートさせた。総費用1億8千万の内、2/3は国の『住まい環境整備モデル事業補助金』を活用、その他を企業や財団、支援団体や会員からの寄付と2回のクラウドファンディングで賄い、家具はイケアが提供

【今後について】

本プロジェクトの運営資金は充分でなく、国や兵庫県に支援要望している。

※ 全国でも後に続く居住支援の広がりが早急に求められる。『住まいは人権』という言葉が心に響いた。



長野県諏訪市で開催された災害関連死ゼロをめざす避難所実動訓練に参加

災害中間支援組織の長野県災害時支援ネットワークを中心に、イタリア式避難所システムを基に、長野モデルとして実動訓練を全国で初めて実施し、私も食事担当で参加した。

【避難時の問題点と課題】

被災時の避難所運営や在宅避難は、平時の社会課題が強く表れ、プライバシーの欠如やトイレ・生理用品・おむつの不足、食物アレルギー対応、運営の意思決定における男女の偏り、女性に対する性暴力のリスクなどジェンダー視点からの被災者支援が重要になる。また、被災した自治体職員に過重な負担とならないよう、他の自治体や企業・ボランティアの役目が必須である。

【災害中間支援組織の必要性】

災害現場では避難生活の長期化により過度な負担がかかり、災害関連死が問題となっている。災害関連死ゼロをめざすために、災害中間支援組織を立ち上げ、行政・NPO・ボランティアの連携で支援の「もれ」「むら」を防ぎ、迅速かつ的確な支援を行う。



※ 本県も災害中間支援組織を計画しているが、早期の設置を願う。

【イタリア式避難所システムとは？】
①発災後短時間（48時間以内）で各個人にベッドや温かい食事、清潔なトイレ等を提供
②仮設住宅も日本の2倍の広さで、供与期間も日本より長い。
③キッチンカー・食堂・シャワー・ベッド・テントが備蓄され、被災地の避難所を設営する仕組み。
④設備は公費で購入し、各地のボランティアによって管理
⑤プライバシーも配慮され、日常生活に近い環境が整備



2024年4月「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行後1年が経過した現在における、支援現場や自治体の状況について調査と今後どうあるべきかを考える学習会に参加した。

- 主催 多摩で女性支援法を活かす会
○場所 立川市女性総合センター
○基調講演 「支援現場と自治体に求められるもの」
○講師 戒能民江 お茶の水女子大学名誉教授

DV被害、性暴力、性虐待、性的搾取、不安定雇用、疾病や障がい、不登校、中途退学、予期せぬ妊娠等、孤独・孤立の中、多様で複合的な困難が多い女性に対して、行政の縦割りでは包括的支援は難しい。

【支援法施行の背景】

人が動いて縦割りをつなぎ、女性の人権尊重と安心して自立した生活実現のために、女性支援法が施行された。

【今後の支援のあり方】

困難な問題を抱えるすべての女性を相談支援の対象とし、当事者の意思を尊重し、困難な問題とその背景、心身の状況に応じた最適の支援を受けられるように、行政内の担当の枠を越えた連携と行政と民間団体との協働による多様な支援を提供していく。

○小金井市議会議員と世田谷区議会議員からの報告

【現状】

困難を抱える女性への支援に関し、東京多摩地域の26市と東京都内49市区の調査結果から、女性支援法という画期的な法律ができて、現場を担う自治体では大きな変化は見られず従来の体制を踏襲し、最低限の支援資源で対応しようとしている。

【課題】

- ①市区での基本計画の早期策定と庁内推進体制の構築
②女性相談員の適正な配置基準と専任配置拡充と専門性に見合った処遇改善
③民間団体との協働に向けた関係性の見直しと財政措置

※ 本県でも支援の質を担保するためには、女性相談員の正規職員雇用と高い専門性に見合った処遇改善を図ることが求められる。